

65歳以上の人の介護保険料

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3452

介護保険制度は、40歳以上のみなさんの納める保険料と公費によって、誰にでも起こり得る「介護」を社会全体で支えていく制度です。平成25年度における65歳以上の人の介護保険料の額や納付方法を、7月中旬にお送りする通知書で必ずご確認ください。

介護保険料 65歳以上の介護保険料は、第5期鳥取市介護保険事業計画期間（平成24年度～平成26年度）に必要な介護サービスに係る費用の総額を見込み、その一定割合（21%）を65歳以上の被保険者全体で負担していただくものです。保険料は、基準額をもとに被保険者ごとに所得などに応じて決まります。

納付方法 年金から天引きする「特別徴収」と、納付書で支払う「普通徴収」があります。また、両方を併用する場合もあります。なお、希望により特別徴収を普通徴収に変更することはできません。

減免・軽減制度 災害、病気、失業など特別な事情により保険料を支払えないときは、申請により徴収猶予または減免を受けることができます。また、低所得の人に対しては、軽減制度がありますので、お問い合わせください。

未納への対応 納期を過ぎた保険料には督促手数料等がかかります。また、特別な事情がない限り、保険料を滞納すると、給付の償還払いなどの措置がとられます。

祝日のごみ収集（鳥取地域）

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレイ・資源ごみ 小型破碎ごみ
7月15日(月・祝)	該当地区は収集します	該当地区は収集します	該当地区は17日(水)に振り替えて収集します	該当地区は収集します	お休みします

※朝8時までには必ずごみを出してください。
※新市域については総合支所だよりをご覧ください。
各総合支所市民福祉課（☎14ページ）までお問い合わせください。



乾電池・蛍光管の収集 8月

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、**8月1日(木)～7日(水)の小型破碎ごみの収集日(鳥取地域)**にごみステーションに出してください。蛍光管は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。

平成24年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

問 本庁舎総務課 ☎ 0857-20-3105

情報公開制度

公正で開かれた市政の推進のため、みなさんからの請求に応じて本市の保有情報を公開する「情報公開制度」の、平成24年度の運用状況をお知らせします。

▶ 開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	25	60	85
市外在住者	14	27	41
合計	39	87	126

▶ 開示状況

主な請求内容は、建設リサイクル法による届出書、工事設計書、農地転用に関する文書でした。「部分開示」は主に個人情報、法人情報に該当する部分を一部不開示としたものです。「請求拒否」は行政文書の有無を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、開示請求を拒否したものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	22	60	0	5	1	88
教育委員会	2	8	0	0	0	10
農業委員会	0	12	0	0	0	12
水道事業管理者	0	4	0	0	0	4
議会	11	1	0	0	0	12
合計	35	85	0	5	1	126

※選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者は請求なし

▶ 不服申し立ての状況（平成25年3月31日現在）
不服申し立てが2件なされましたが審議継続中です。

機関	認容	一部認容	棄却	却下	審議中	合計
市長	0	0	0	0	2	2

個人情報保護制度

本市が保有する市民のみなさんの個人情報を保護するとともに、ご自身の個人情報の開示請求権を保障する「個人情報保護制度」の、平成24年度の運用状況をお知らせします。

▶ 開示請求の対応状況

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	1	3	0	1	0	5

※市長部局以外への開示請求はなし

▶ 不服申し立ての状況

平成24年度は実施機関の決定に対する不服申し立てはありませんでした。

保険年金課からのお知らせ

後期高齢者医療制度

問 駅南庁舎保険年金課長寿医療係 ☎ 0857-20-3487

保険料の納入通知書は、7月中旬ごろ被保険者のみなさんにそれぞれお送りします。

■ 保険料

保険料の算定方法は次のとおりです。

$$\text{【均等割額】} \quad \text{【所得割額】}$$

$$\text{保険料} = 40,773 \text{円} + \text{所得} \times 7.71 \%$$

※保険料の最高額（賦課限度額）は55万円です。

※低所得者や被扶養者を対象に、軽減措置を行います。

■ 納入方法

年金からの徴収（特別徴収）が基本となりますが、納付書による納付（普通徴収）や、両方法による徴収（併用徴収）の場合がありますので、詳しくは納入通知書でご確認ください。2月に年金天引きがなかった人は、4月、6月、8月は年金から天引きを行わず、その回数分を納付書で納付していただきます。

なお、年金からの徴収は、年金支給月（偶数月）の6回納付、納付書による納付は7月から翌年2月まで8回納付となります。

■ 口座振替への変更（振替は7月から翌年2月）

納付方法を口座振替に変更したい人は、次のものを持参のうえ、駅南庁舎保険年金課（23番の窓口）または各総合支所市民福祉課へ申込みください。

- ① 被保険者証
- ② 口座振替をする預金通帳
- ③ ②の通帳の届出印

なお、これまで国民健康保険料を口座振替で納付されていた人も、新たに口座振替の届出が必要です。

■ 被保険者証の更新

現在の被保険者証の有効期限は7月31日です。7月中旬には、新たに8月1日から1年間有効の被保険者証を送付します。

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新の手続き

非課税世帯の人が対象となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も被保険者証と同じ7月31日です。引き続き必要な人は、8月1日から交付しますので、次のものを持参のうえ保険年金課（23番の窓口）または各総合支所市民福祉課へ申請してください。① 後期高齢者医療被保険者証 ② ①の人の認め印 ③ 代理の人の場合は代理の人の本人確認ができるもの

国民健康保険

問 駅南庁舎保険年金課

賦課係 ☎ 0857-20-3485(国民健康保険料に関すること)
給付係 ☎ 0857-20-3482(限度額適用認定証に関すること)

■ 国民健康保険料納付通知書に被保険者ごとの保険料内訳を表示します！

国民健康保険（国保）は、保険料を世帯単位で算定し、世帯主に対して納付通知書をお送りする制度です。

しかし、例年、納付通知書を送付した後、被保険者（加入者）ごとの保険料の内訳が知りたいとのお問い合わせが多いため、今年度から納付通知書（7月中旬送付予定）に、被保険者ごとの内訳を表示しています。参考資料としてご活用ください。

■ 特別徴収について

以下のすべてに該当する人の保険料は、世帯主の年金からの特別徴収（引き去り）となります（口座振替を除く）。

- ① 世帯内の被保険者全員が65歳～74歳で、世帯主も国保被保険者
- ② 特別徴収の対象となる世帯主の年金の額が、年額18万円以上
- ③ 国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下

※保険料を完納されている人は、申し出により、納付方法を口座振替に変更できます。

■ 保険料の納付は口座振替をお願いします

口座振替にすれば納め忘れがなく、支払いに向く手間もありません。納付書または被保険者証、預金通帳、通帳の届出印を持参のうえ、ご利用の金融機関にお申し込みください。

■ 限度額適用（標準負担額減額）認定証の更新の手続き

国保の「限度額適用（標準負担額減額）認定証【注】」の有効期限は7月末で切れますので、8月以降も引き続き認定証が必要な人は、更新の手続きをお願いします。※保険料の滞納などにより、認定証の交付が受けられない場合があります。

【注】入院または通院時に医療機関に提示することで、一つの医療機関での医療費の支払いが自己負担限度額（限度額は所得区分によって異なります）までになります。ただし、70歳以上の住民税課税世帯の人は、申請しなくても自己負担限度額までの支払いとなります。

手続き開始日 7月22日（月）～

必要なもの 鳥取市国民健康保険被保険者証、世帯主の認め印 ※代理申請の場合は本人確認ができるもの（運転免許証など）

手続きの場所 駅南庁舎21番窓口または各総合支所市民福祉課

インターネット公売を実施します

問 駅南庁舎徴収課 ☎ 0857-20-3432

参加申込 7月5日（金）13:00～

※市税滞納者から差押えた物件について、インターネット公売を実施します。日程、物件情報など詳しくは市公式ホームページ、ヤフー官公庁オークションなどでご確認ください。

サマージャンボ宝くじ発売！

問 鳥取県市町村振興協会 ☎ 0857-29-3184

発売期間 7月10日（水）～8月2日（金）

※サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりのために活用されています。県の宝くじの販売実績などに応じて収益金が配分されますので、県内での購入をお願いします。